

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東松山都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 東松山都市計画における位置等

東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

変更する地区の位置

【高坂第5号生産緑地地区】

本地区は、東武東上線高坂駅の北東約0.9kmに位置しています。

2 変更の理由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、東松山都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものです。